

特別養護老人ホーム 神明園
重要事項説明書 別紙1 料金規定

< 2025年4月1日 >

11, 利用料金

(1) 基本料金

基本料金は、要介護度、負担割合、収入段階、利用する居室形態によって算定されます。
なお、要介護認定（要介護1～5）、負担割合（1～3割）、収入段階（第1段階～第4段階）は行政機関が決定します。

① 要介護度別の利用料金（1か月は30日として算出）

	1日あたりの自己負担金（1か月の自己負担金）	
要介護1	589円	(17,670円)
要介護2	659円	(19,770円)
要介護3	732円	(21,960円)
要介護4	802円	(24,060円)
要介護5	871円	(26,130円)

② 居住費（収入段階別、1か月は30日として算出）

	1日あたりの自己負担金（1か月の自己負担金）				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個室	380円 (11,400円)	480円 (14,400円)	880円 (26,400円)	880円 (26,400円)	1,360円 (40,800円)
多床室	0円	430円 (12,900円)			1,200円 (36,000円)

○次のいずれかに該当する場合、個室を利用しても多床室に係る介護報酬を適用します。

ア 感染症等により個室への入居の必要性があると医師が判断した者であって、当該個室への入居期間が30日以内であるもの。

イ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室での対応が必要であると医師が判断した者。

③ 食費（収入段階別、1か月は30日として算出）

	1日あたりの自己負担金（1か月の自己負担金）				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円 (9,000円)	390円 (11,700円)	650円 (19,500円)	1,360円 (40,800円)	1,685円 (50,550円)

収入段階 ※詳細は保険者（区市町村）にお問い合わせください

第1段階：生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税

第2段階：世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が年間80万円以下

かつ、預貯金が単身650万円（夫婦1,650万円）以下

第3段階①：世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が80万円超120万円以下

かつ、預貯金が単身550万円（夫婦1,550万円）以下

第3段階②：世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が120万円超

かつ、預貯金が単身500万円（夫婦1,500万円）以下

第4段階：住民税課税世帯

④ 加算料金

ア	精神科医療養指導加算	1日	5円
	精神科医による定期的な療養指導が月2回以上行なわれている場合に算定		
イ	協力医療機関連携加算	1月	50円
	協力医療機関と入居者の病歴等の情報共有会議を定期的に開催している場合に算定		
ウ	退所時情報提供加算	1回	250円
	医療機関等へ入居者の心身状況、生活歴等の情報提供を行なった場合に算定		
エ	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月	100円
	外部との連携により、身体評価を行ない、個別機能訓練計画を作成した場合、3月に1回を限度に算定		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月	200円
	外部との連携により、身体評価を行ない、個別機能訓練計画を作成した場合に算定 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合、1月に100円を算定		
オ	個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日	12円
	個別機能訓練計画を作成する常勤、専従の機能訓練指導員を配置することで算定		
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月	20円
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に算定		
	個別機能訓練加算（Ⅲ）	1月	20円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）、口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養ケアマネジメント強化加算を算定し 理学療法士等と情報を共有することで算定		

カ	ADL維持等加算(Ⅰ)	1月	30円
	ADL値を測定し、評価対象利用者等の平均値が1以上であることで算定		
	ADL維持等加算(Ⅱ)	1月	60円
	ADL値を測定し、評価対象利用者等の平均値が3以上であることで算定		
キ	栄養マネジメント強化加算	1日	11円
	入居者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定		
ク	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月	3円
	褥瘡発生リスクについて3か月に1回評価し、褥瘡ケア計画を作成・見直すことで算定		
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	13円
	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がないことで算定		
ケ	看護体制加算(Ⅰ)	1日	4円
	常勤、専従の看護師を1名以上配置することで算定		
	看護体制加算(Ⅱ)	1日	8円
	入所者25名に対して常勤の看護師を1名以上配置(端数を増すごとに1以上)することで算定		
コ	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1日	13円
	夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定		
サ	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日	3円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日	4円
	認知症ケアに関する体制が整っている場合に算定。認知症入所者の割合、対象の研修修了職員の割合等により算定。		
シ	日常生活継続支援加算	1日	36円
	認知症の入居者が一定割合以上おり、かつ介護福祉士の配置基準を満たしている場合に算定		
ス	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	22円
	介護福祉士が80%以上配置されている場合。勤続10年以上介護福祉士35%以上の場合に算定		
セ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日	18円
	介護福祉士が60%以上配置されている場合に算定		
ソ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日	6円
	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当する場合		
	※ア～ケは体制が整っている状況下で契約者一律に算定		
	※コ～スについては、体制状況に合わせいずれか一つのみ算定		
	これは認知症入居者の割合、職員の配置状況等により随時変更される		
タ	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1か月	所定単位数の14.0%を加算
チ	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1か月	所定単位数の13.6%を加算
ツ	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1か月	所定単位数の11.3%を加算
テ	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1か月	所定単位数の9.0%を加算
ト	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)	1か月	(Ⅰ)～(Ⅲ)加算取得状況に戻づく加算率
ナ	自立支援促進加算	1月	280円
	継続的に入居者ごとの自立支援を行なった場合に算定		
ニ	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月	40円
	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報を3か月に1回、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直す等、必要な情報を活用している場合に算定		
ヌ	安全対策体制加算	入居初日	20円
	担当者を配置し、安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合		
ネ	初期加算	1日	30円
	入居日から30日以内の在園日、または30日を超える入院後に退院日から30日以内の在園日に算定		
ノ	経口摂取に関する加算		
	・経口移行加算	1日	28円
	経管栄養摂取の方が、経口摂取に移行するにあたり医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に算定		
	・経口維持加算(Ⅰ)	1月	400円
	・経口維持加算(Ⅱ)	1月	100円
	経口摂取している方であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し誤嚥が認められる場合に、医師の診断により算定		
ハ	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月	90円
	歯科衛生士が介護職員に、口腔衛生に関する技術的助言および指導を年2回以上実施した場合		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月	110円
	(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の計画等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合		
ヒ	療養食加算	1回	6円
	医師の指示箋(食事箋)に基づく療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食等)を提供した場合に算定(1日に3回を限度)		
フ	排せつ支援加算(Ⅰ)	1月	10円
	排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減見込みを医師または医師と連携した看護師が入居時に評価する。少なくとも3か月に1回評価を行ない、厚生労働省に提出		
	医師、看護師、介護支援専門員が排せつに介護を要する要因を分析し、支援計画を作成した場合		
	排せつ支援加算(Ⅱ)	1月	15円
	入居時等と比較して、排尿・排便の状態が改善。あるいはおむつ使用ありから使用なしに改善した場合		

排せつ支援加算(Ⅲ)	1月	20円
入居時等と比較して、排尿・排便の状態が改善。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合		
へ 外泊時費用	1日	246円
入居者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び入居者が外泊した場合(1か月に6日を限度)		
ホ 若年性認知症入所者加算	1日	120円
若年性認知症入居者(40歳以上65歳未満)に対し、65歳の誕生日まで算定		

(2) その他の料金

① 基本生活品費等

項目	単位	単価	備考
預かり金管理費	1か月	2,250円	<積算根拠> ①通帳(印鑑)等保管費 1,000円 貸金庫利用料相当額(東京都地域福祉権利擁護事業利用料に準ずる) ②出納代行手数料等 1,250円 (利用料・医療(薬代)費・お小遣い・日用品費・理美容費他) ① + ② = 2,250円 ※入居した日の帰属する月から退居した日の帰属する月までを起算期間とします。 日割り計算は致しません。
証明書発行手数料	1通	500円	入・在・退園証明書、生計同一証明書等、園長の証明を要するもの。
各種証明書等取得代行費	1回	1,150円	パート職員時給 + 交通費 相当 ※羽村市役所往復6km
外出支援交通費(片道)	1回	500円	※買い物や提携外医療機関等外出先への送迎等、入居者及び代理人の希望により個別に援助する場合のみ対象となります。
5km未満		1,000円	※基本的に片道15km以上の送迎は致しません
5~15km未満			
買物代行費	1回	500円	※不定期に実施。遠方への買物代行・購入対象が不明確な依頼は不可。
医療機関対応手数料(協力医療機関を除く)	1回	2,000円	※代理人依頼(やむを得ない理由による)による入退院諸手続き、付添、物品補充、不用品引き取りなど。(直線距離5km以内)
《理髪》 カット	1回	1,690円	※基本的に毎月第2,4火曜日実施
顔そり		680円	予約制。外注の為料金に変更が出る場合があります。その際には、新たな料金に読み替え下さい。
シャンプー		680円	
《美容》 カット	1回	2,530円	※基本的に第2金曜日に実施。予約制。
パーマ		6,050円	他にも対応メニューが数種あります。
カラー		6,050円	外注の為料金に変更が出る場合があります。その際には、新たな料金に読み替え下さい。
トリートメント		1,650円	
シャンプー・ブロー		2,530円	
カット・シャンプー		4,180円	
退居時物品処分費用	1箱	2,000円	ダンボール(宅配サイズ80~120)を基準に大きさ問わず1箱あたりで請求いたします。(産廃物指定となる物は別途実費請求)

② 日用品の取り扱い 料金と管理について

下記2つのパック設定からお選びください。お申込みいただいたパックによって、支給品一覧にあるものを、個人の必要に合わせてすべて支給いたします。
尚、請求は利用日数を基に月締めでの日割り計算となります。

Aパック(男性向け): 300円/1日

・支給日用品目

項目	品名	単価目安	備考
タオル類	タオル各種 大・中・小 ※使用制限枚数なし	約90円	各サイズのタオルを一人が1日1枚ずつ使用した場合の単価想定
歯ブラシ類	歯ブラシ各種	100~330円	用途に合わせニーズの高いものを常時2種類以上用意

紙類	ティッシュペーパー（ボックスティッシュ）	80円	主に居室用に
	ティッシュペーパー（ポケットティッシュ）	20円	主に携帯用に
	ウェットティッシュ	200円	
歯磨き粉類	歯磨き粉各種	160～180円	チューブ式
	モンダミン80ml	180円	洗口液
義歯関係類	義歯洗浄剤	300円	洗浄剤
	義歯安定剤	870円	安定剤
	義歯ケース	260円	義歯入れ容器
	義歯洗浄ブラシ	330円	
その他	ヘアブラシ	150円	整髪に
	シェービングローション各種	420～800円	髭剃り後の化粧水
	ハンドクリーム	200～300円	保湿クリーム等含む
	寝癖直しローション	350～400円	本体280ml、詰替え440ml
	リップクリーム各種	260～320円	色付きのもの等含む
	ビニール袋等袋類各種	1～500円	おやつ入れから手提のナイロンバッグ（着替え入れ）等含む

Bパック（女性向け）：300円/1日

・支給日用品目録

項目	品名	単価目安	備考
タオル類	タオル各種 大・中・小 ※使用制限枚数なし	約90円	各サイズのタオルを一人が1日1枚ずつ使用した場合の単価想定
歯ブラシ類	歯ブラシ各種	100～330円	用途に合わせニーズの高いものを常時2種類以上用意
紙類	ティッシュペーパー（ボックスティッシュ）	80円	主に居室用に
	ティッシュペーパー（ポケットティッシュ）	20円	主に携帯用に
	ウェットティッシュ	200円	
歯磨き粉類	歯磨き粉各種	160～180円	チューブ式
	モンダミン80ml	180円	洗口液
義歯関係類	義歯洗浄剤	300円	洗浄剤
	義歯安定剤	870円	安定剤
	義歯ケース	260円	義歯入れ容器
	義歯洗浄ブラシ	330円	
その他	ヘアブラシ	150円	整髪に
	化粧水各種	420～800円	保湿化粧水
	ハンドクリーム	200～300円	保湿クリーム等含む
	寝癖直しローション	350～400円	本体280ml、詰替え440ml
	リップクリーム各種	260～320円	色付きのもの等含む
	ビニール袋等袋類各種	1～500円	おやつ入れや手提のナイロンバッグ（着替え入れ）等含む

③ その他取扱品について ※下記の物品については、必要に応じて実費での提供を致します。

取扱品	品名	単位	単価	備考	
	電池	単1電池	1本	150円	
		単2電池	1本	100円	
		単3電池	1本	30円	
		単4電池	1本	30円	
	段ボール	120サイズ	1箱	170円	宅配便サイズ
		100サイズ	1箱	120円	
		80サイズ	1箱	100円	
	その他	ホルダー付水呑み器	1個	920円	
		ストロー付マグカップ	1個	690円	
		ストロー付マグカップ替えストロー	1個	126円	
		カラーマグカップ	1個	110円	
		薬呑器	1個	400円	
		衣類袋	1枚	580円	床頭台用
カテーテルチップ（食事用）	1本	100円			
カテーテルチップ（経管栄養用）	1本	130円			

◆利用料の算出について◆

要介護度別の利用料金と該当するすべての加算を合計し、地域区分6級地補正係数10.27を乗じた金額の1～3割（介護保険負担割合）、居住費、食費、その他基本生活品費等の合計が請求金額となります。